

広陵町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、広陵町地域公共交通活性化協議会規約（平成22年8月広陵町告示第25号。以下「規約」という。）第10条4項の規定に基づき、広陵町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めることとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、広陵町公共交通担当課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、広陵町公共交通担当課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、広陵町において定められている文書の取扱いの例による。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、協議会の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年8月16日から施行する。

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

この規定は、令和4年3月24日から施行する。